

令和5年度
指定障害福祉サービス事業者等
集団指導
【実地指導に係る留意事項等について】

(相談支援系サービス 編)

障害者総合支援法

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

児童福祉法

障害児相談支援

令和6年2月

明石市福祉局福祉政策室福祉施設安全課

☆主な関係法令等一覧☆

【障害者総合支援法】

関係法令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〔平成17年法律第123号〕
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準〔平成24年厚生労働省令第27号〕
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準〔平成24年厚生労働省令第28号〕
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について〔平成24年障発0330第21号〕
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について〔平成24年障発0330第22号〕
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準〔平成24年厚生労働省告示第124号〕
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準〔平成24年厚生労働省告示第125号〕
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について〔平成18年障発第1031001号〕
障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

【児童福祉法】

関係法令
児童福祉法〔昭和22年法律第164号〕
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準〔平成24年厚生労働省令第29号〕
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について〔平成24年障発0330第23号〕
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準〔平成24年厚生労働省告示第126号〕
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について〔平成24年障発0330第16号〕
障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

目 次

1.	経過措置の終了について	3
2.	実地指導監査について	5
3.	従業者	7
4.	指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の具体的取扱方針	8
5.	勤務体制の確保等	12

【留意点】

※上記各項目において、今回の集団指導の対象サービス以外にも各規定の適用対象となるサービス種別がある場合には、そのすべてを記載するものとしています。

1. 経過措置の終了について

以下の(1)(2)については、令和6年3月31日で経過措置が終了しますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

(1) 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化【全サービス】

以下の各①～③について、令和6年4月1日から義務化。

- ① 対策を検討する委員会の定期的開催・従業者への結果周知
- ② 指針の整備
- ③ 研修・訓練（シミュレーション）の定期的な実施

サービス種別	①委員会	②指針の整備	③研修・訓練
<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労定着支援、自立生活援助</p>	<p>【感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い職種により構成することが望ましい。 ・おおむね<u>6月に1回以上</u>、定期的に開催。 	<p>【感染症の予防及びまん延の防止のための指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ※「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」(厚労省HP)も踏まえて検討すること。 	<p>【感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な教育(<u>年1回以上</u>)を開催、新規採用時にも実施することが望ましい。 ・発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(<u>年1回以上</u>)に行うことが必要。
<p>療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練(機能訓練、自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助)</p> <p>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設</p>	<p>【感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い職種(例:施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、生活支援員/児童指導員、栄養士又は管理栄養士)により構成。 ・おおむね<u>3月に1回以上</u>、定期的に開催。 	<p>【感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ※「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」(厚労省HP)も踏まえて検討すること。 	<p>【感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な教育(<u>年2回以上</u>)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要。 ・発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(<u>年2回以上</u>)に行うことが必要。

(2) 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

以下の①～③について、令和6年4月1日から義務化。

- ① 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）の策定及び従業員への周知
- ② 研修及び訓練の定期的（年1回以上）な実施（※指定障害者支援施設等、指定障害児入所施設は年2回以上）
- ③ 業務継続計画の定期的な見直し、必要に応じた変更

※ご注意※

- 業務継続に係る取組みの義務化については、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、事業者の取組みとして行うべき内容が示されたものです。
- これらの取組みについては、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。
- 研修及び訓練の実施に当たっては、すべての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。
- 業務継続計画に記載する項目の内容については、厚生労働省ホームページ「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照（※下記 URL）いただくとともに、事業所の実態に応じて設定するようにしてください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html
- 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定しても構いません。
- 感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施しても差し支えありません。

【参考】

障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修動画も厚生労働省ホームページにアップされていますので、参考にしてください（※下記 URL）。

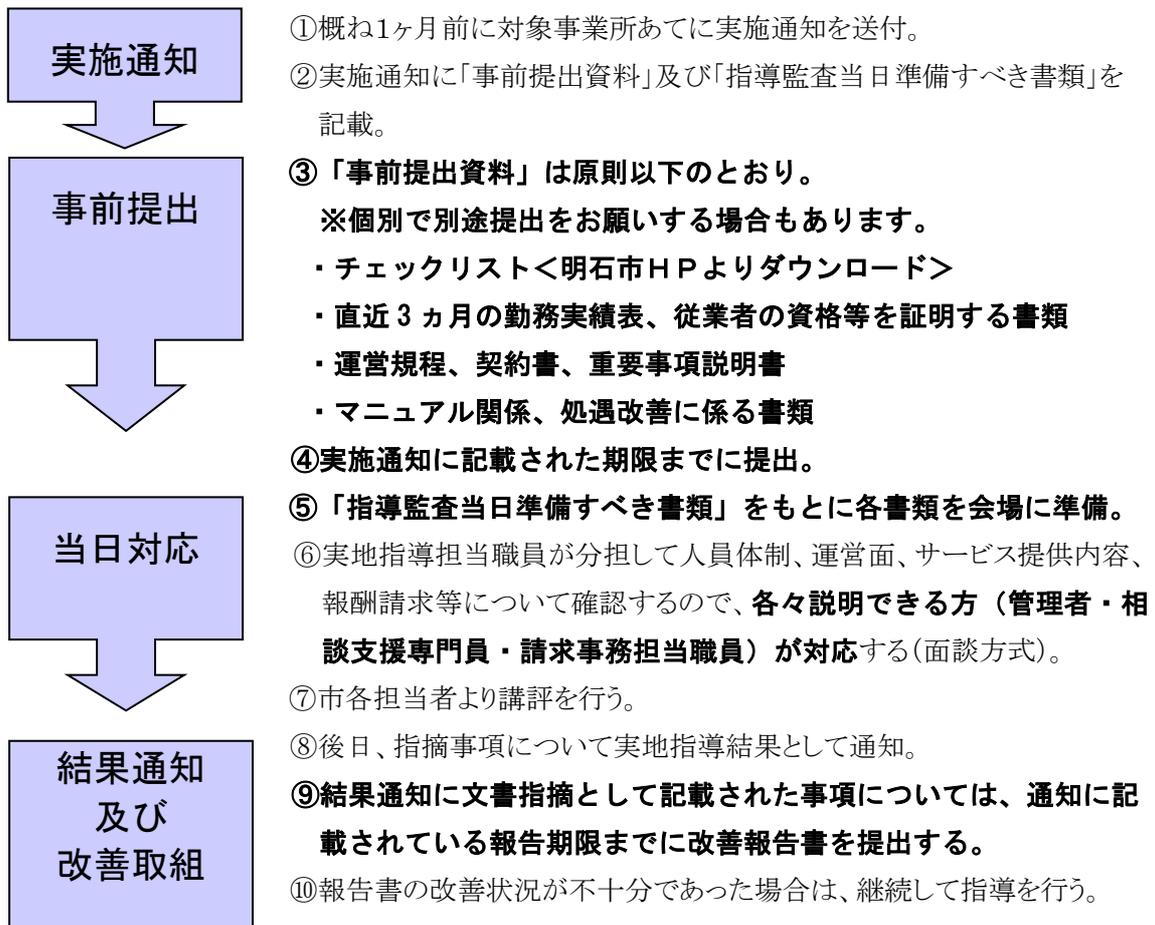
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

2. 実地指導監査について

(1) 明石市が行う指導・監査の実施形態

指 導	目的	事業者等が行う障害福祉サービス(以下「給付対象サービス」という。)の内容及び自立支援給付等に係る費用(以下「給付費」という。)の請求について、関係法令の内容を周知徹底し、必要な助言及び指導を行うことにより、給付対象サービスの質の確保、利用者の保護及び給付の適正化を図ることを目的として実施する。	
	方法	実地指導	指導の対象となる事業者等の事業所において実地に行うものとし、事業者等の従業者その他の関係者から関係書類等を用いた説明を求める面談方式で行う。
		集団指導	給付対象サービスの取扱い、給付費の請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。 (※兵庫県・県内中核市と合同で実施するものもあり)
監 査	目的	事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容について、法に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合(疑いを含む)、又は給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的として実施する。	
	方法	帳簿書類を審査し、事業者等若しくはその関係者から説明を求め、又は当該事業者等の指定に係る事業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査する方法により行う。	

(2) 実地指導の流れ ※事業者に行って頂く項目は**太字**にしています。



3. 従業者

【主な指摘事例】

相談支援専門員が担当する利用者が、相談支援事業所に併設している指定障害福祉サービス事業所等を利用しているケースにおいて、当該相談支援専門員が当該併設事業所の業務を兼務し、継続サービス利用支援を実施していた。

- 相談支援専門員が担当する利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務する場合については、指定障害福祉サービス事業所等との中立性の確保や、指定障害福祉サービス事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、
 - ① 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合
 - ② 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合
 - ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合を除き、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援(支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援について同じ。)を実施することが基本となります。
- 当該兼務を行っていても、「当該利用者を直接支援しなければ問題ない」あるいは「適用対象となるのは継続サービス利用支援のみであって、支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援は適用除外」との理解をしている事業所が見受けられました。
- 「相談支援専門員が担当する利用者に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する利用者が利用するサービス提供事業所の従業者を兼務する場合には、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくない」とされています(「相談支援に関するQ&A(令和3年4月8日)」問36)。
- また、仮に利用者が特段に当該相談支援専門員を希望する場合であっても、「サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の従業者と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、当該障害者等に制度の趣旨を説明し理解を求めること。」とされています(「相談支援に関するQ&A(令和3年4月8日)」問37)。
- 各事業所においては、現状の勤務体制において、当該兼務の状況が上記①～③に照らし適切ではない場合には、当該兼務を見直したうえで、適切な従業者配置とするよう留意してください。

4. 指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の具体的取扱方針

※文中の語句においては以下のように読み替える。

- 「指定計画相談支援」 → 「指定障害児相談支援」
- 「サービス等利用計画・サービス等利用計画案」 → 「障害児支援利用計画・障害児支援利用計画案」
- 「計画相談支援費（サービス利用支援費・継続サービス利用支援費）」 → 「障害児相談支援費（障害児支援利用援助費・継続障害児支援利用援助費）」

【主な指摘事例】

※相談支援専門員が行うべきサービス等利用計画の作成及びこれに係る一連の業務について、適切に実施されていない状況が見受けられました。

(1) アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないところ、記録上でその事実が確認できなかった。

- 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院（※障害児の場合は居宅のみ）を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければなりません。
- アセスメントの業務は行っているものの、記録様式が統一されていない、あるいは記録の作成が不十分なために、必要な要件を満たしているかどうか不明確なケースが見受けられました。
- ついては、アセスメントに関する記録様式において面接日・場所等を明記するか、又は別途面接記録を作成するなどして、必要な事実が分かるようにしてください。
- アセスメントの記録は、サービスを提供した日から少なくとも5年間は事業所に保管してください。

(2) サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得たうえで当該計画案を交付すべきところ、記録上でそれらの事実が確認できなかった。

- 相談支援専門員は、利用者について実施したアセスメントに基づき、サービス等利用計画案を作成しなければなりません。
- このサービス等利用計画案には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標（「長期的な目標」及びそれを達成するための「短期的な目標」）及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法に規定する主務省令等で定める期間（＝市町村に対するモニタリング期間）に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しな

ければなりません。

- 相談支援専門員は、このようにして作成したサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る必要がありますが、その事実が記録上明確になっていないものが見受けられました。
- ついては、当該計画案において説明者、説明日・同意日・交付日等を明記するか、別途記録を作成するなどして、必要な事実が分かるようにしてください。
- サービス等利用計画案は、サービスを提供した日から少なくとも5年間は事業所に保管してください。

(3) サービス担当者会議の開催の有無が確認できない。サービス担当者会議の議事録等が作成されていない。

- 相談支援専門員は、サービス担当者会議(相談支援専門員がサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議。テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。)を開催し、当該計画案の内容について説明を行うとともに、各担当者から専門的な見地からの意見を求める必要があります。
- サービス担当者会議を開催した時には必ず議事録を作成することとし、必要な内容が分かる記録様式を明確に定め運用するようにしてください。
- サービス担当者会議の議事録等は、サービスを提供した日から少なくとも5年間は事業所に保管してください。

(4) サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得た後、サービス等利用計画として遅滞なく利用者等及び担当者に交付すべきところ、これらが適切に行われていなかった。または、これらの業務が適切に行われているかが記録上確認できなかった。

- 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等及び福祉サービス等の担当者(以下、「担当者」という)に交付しなければなりません。
- また、相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有及び連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるよう配慮する必要があります。
- 特に、当該計画を担当者へ交付していないために、利用者等への福祉サービス等の提供や各担当者との必要な情報共有・連携が適切に行えていないケースが多く見受けられました。
- また、これらの業務を行っていることが記録上確認できなかったケースもあったため、当該計画において説明日・同意日・交付日等を明記するか、別途記録を作成するなどして、必要な事実

が分かるようにしてください。

- サービス等利用計画は、サービスを提供した日から少なくとも5年間は事業所に保管してください。

(5) 障害者総合支援法に規定する主務省令(児童福祉法に規定する内閣府令)で定める期間ごとにモニタリングを実施していなかった。または、当該業務を適切に行っていることが分かる記録が確認できなかった。

- 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、当該計画の実施状況の把握(利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて当該計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う必要があります。
- しかし、サービス等利用計画案に位置付けた期間ごとにモニタリングを実施していないケースが見受けられました。
- 相談支援専門員は、モニタリングの実施に当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法に規定する主務省令等で定める期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接したうえで、その結果に係る記録を作成し、事業所に保管するようにしてください。
- モニタリングの結果の記録は、サービスを提供した日から少なくとも5年間は事業所に保管してください。

※重要※【サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成について】

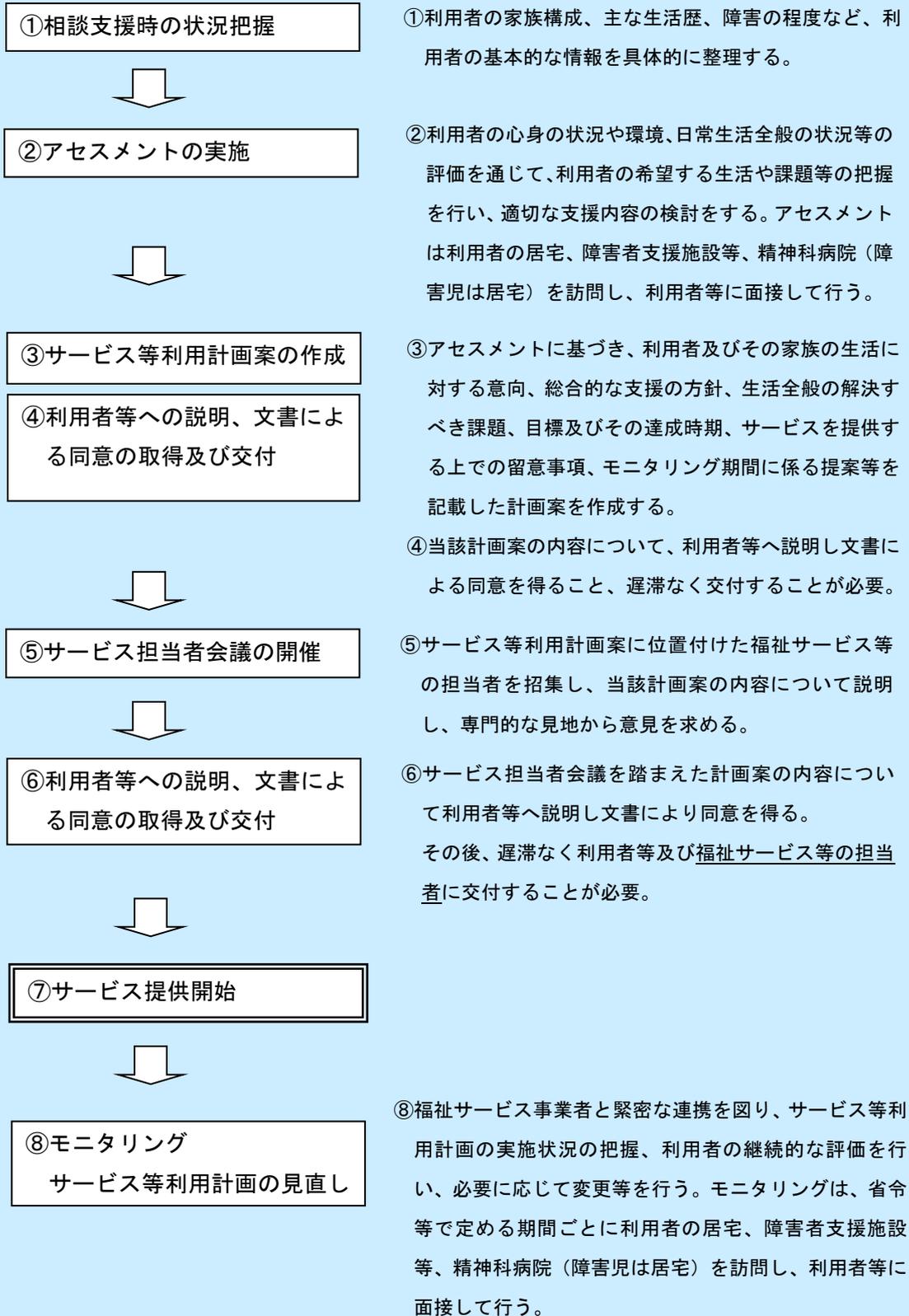
(1) 指定基準〔平成24年厚生労働省令第28号〕第15条(指定計画相談支援の具体的取扱方針)において必要とされる要件については、計画相談支援費(サービス利用支援費、継続サービス利用支援費)の所定単位数の算定要件にも当たるため、当該要件のいずれかでも満たせていなければ、基本報酬を算定できない場合があります。各事業所において、再度十分に確認を行うようにしてください。

(2) また、本市においては、以下の様式について、本市所定様式として市ホームページにアップしています。

- ① サービス等利用計画案・児童支援利用計画案
- ② サービス等利用計画・児童支援利用計画
- ③ モニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続児童支援利用援助)
- ④ サービス担当者会議 記録(保存用)〔標準様式〕
- ⑤ 明石市所定の様式を使用しない場合の追記事項

ただし、①～③及び⑤の様式には、(1)に掲げる算定要件を満たしていることを確認できるものになっていない部分があるため、当該様式をすべて遵守したとしても、上記要件を満たさない状況となる場合があります。そのため、お手数ですが、**【主な指摘事例】(1)～(5)**における解説の内容を踏まえて、事業所において必要な措置を講じていただくようお願いいたします。

【サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成プロセス】 ※すべて相談支援専門員が行う業務。※各プロセスにおいて、すべて記録の作成と保管が必要です。



5. 勤務体制の確保等

【主な指摘事例】

(1) 従業者へ職種を明示していない。

- 具体的な職種を従業者に明示していないケースが多数見受けられました。雇用契約書や労働条件通知書または辞令書等にて、その人が従事する職種や兼務状況が客観的に判断できる資料を作成するようにしてください。
人員基準上必要な「管理者」、「相談支援専門員」等の職種を明示してください。

(2) 研修への参加の機会を計画的に確保していない。または実施した記録を残していない。

- 従業者に対する研修の実施計画を、従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容を見直すことにより、常勤・非常勤に関わらず従業者の計画的な育成に努めるようにしてください。
- 研修を実施しているにも関わらず記録がないケースが多く見受けられました。外部の研修機関等が実施する研修へ参加した場合、あるいは事業所内部において研修を実施した場合のいずれであっても、出席したすべての従業者から受講報告書を徴し、研修の効果を検証したうえで、実施に係る記録と併せて保管するようにしてください。



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の内容については、厚生労働省からの周知があり次第、追ってお知らせいたします。

【MEMO】